

## ②「学校のスポーツふれあい広場プロジェクト」

### 1 目的

子どもの運動機会を確保するため、身近な小学校の運動場や体育館において、親子・友人がボール投げやバドミントンなど、体を動かす遊びや運動に取り組んでいる状態を目指し、スポーツ用品・設備の整備や教室等を開催する。

### 2 進め方（方向性）

- (1) 見守りの配置や学校にある道具を使えるようにするなど、遊べる環境を整え、子どもや家族に放課後に小学校で遊べることを伝えていく。
- (2) 指導者の派遣やスポーツ用具の配置などを行い、エリアに分かれて、スポーツ教室や体を動かす遊びが、行われていくようにしていく。

### 3 制度設計に向けて

見守り可能な団体及び小学校と調整をし、まずはモデル的に実施する。その様子を検証しながら、放課後児童クラブや子ども教室、中学校部活動の地域移行、スポーツ指導者バンクとの連携、調整を行い、他の地域（小学校）へ広げていく。

#### (1) モデル実施する小学校について（案）

渡内小学校： スポーツ推進会議委員である飯田校長先生が勤務する小学校であり、趣旨を十分に理解されていること、また今後の意見を取り込みやすいため。

富木島小学校： 令和4年度第2回会議のため、各小学校に現状を確認した際、富木島小学校においては、児童が放課後に校庭を利用することを正式に許可しているわけではないが、普段から遊んでいる環境があることを確認したことから、モデル的に実施することに理解が得られやすいため。

#### (2) 開放日及び開放時間（案）

毎月第1水曜日、放課後から午後6時（10月～3月は午後5時まで）

#### (3) 利用できる人（原則）（案）

- ・ 児童、高齢者
- ・ 保護者の付き添いがある幼児
- ・ 児童、高齢者の付き添い者

(4) 見守る人の配置について (案)

令和6年度： 調整中

令和7年度以降： スポーツ指導者バンク等からの派遣

(5) ケガ等の対応について (案)

公園と同様の扱いとし、事故・損害等の責任は、施設・設備等管理上の欠陥がある場合を除き、原則として利用者が負う。

なお、救急対応が必要な場合は見守り人が対応を行う。

(6) スポーツ用具について (案)

学校教育で使用する用具とは別にスポーツ課で手配をする。

(7) 予算について (案)

見守る人に対する謝礼及びスポーツ用具について

令和6年度： スポーツ課予算

令和7年度以降： 令和6年度の状況を踏まえ対応

(8) 今後の予定について (案)

令和5年10月～ スポーツ推進会議 協議

見守る人の調整

モデル実施の2小学校と調整

定例教育委員会 協議

校長会で報告

令和6年 4月 渡内・富木島小学校でモデル実施スタート

7月～ 検証及び今後の検討

令和7年 4月 可能な小学校から実施